

神戸市高齢者介護士認定事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市が定める「神戸市高齢者介護士認定要綱」(以下、「市要綱」という。)に基づき、神戸市介護サービス協会(以下、「協会」という。)が実施する「神戸市高齢者介護士認定事業」(以下、「認定事業」という。)に関する事項を定め、市要綱に定める目的の達成に寄与する。

(認定事業の概要)

第2条 認定事業は、以下の方法により対象者の選定を行い神戸市へ推薦する。

- (1) 次条の対象職員に対し、市要綱に定める「神戸市の介護職員に求められるレベル」(別紙1)に見合う内容の講習会を開催し受講させる。
 - (2) 受講修了者に対し、習熟度を確認する認定試験を実施する。
 - (3) 認定試験に合格した者を神戸市に推薦を行う。
- 2 認定事業にかかる講習会、認定試験等の実施細目は、第4条に規定する神戸市高齢者介護士委員会にて定める。

(対象職員)

第3条 認定事業にかかる対象職員は以下のとおりとする。

- (1) 神戸市内の高齢者施設・事業所で介護業務に従事している職員。なおかつ受験申込時からその年の9月1日現在まで同法人内の高齢者施設・事業所で継続して介護業務に従事していること。
- (2) 学歴、資格保持等は問わない。
- (3) 高齢者施設・事業所は以下のものをさす。
 - ・特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護医療院
 - ・養護老人ホーム
 - ・ケアハウス
 - ・介護型有料老人ホーム
 - ・グループホーム
 - ・ショートステイ
 - ・通所介護、通所リハビリ
 - ・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
 - ・訪問介護
 - ・訪問入浴介護
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(神戸市高齢者介護士委員会)

第4条 認定事業の公平性、中立性を確保するため、神戸市高齢者介護士委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、協会運営委員会代表、学識経験者、職能団体代表者、実施団体会員代表者、神戸市、その他委員会が必要と認めた者をもって構成する。
- 3 委員会は、委員長が必要に応じて開催する。

- 4 委員会の任務は以下のとおりとする。
- (1) 制度内容及び運営に関する審議
 - (2) 講習会のカリキュラム内容、テキスト、講師、受講料等の決定
 - (3) 試験問題の作成
 - (4) 試験の合否判定
 - (5) 試験結果の評価
 - (6) その他認定事業に必要な事項

(神戸市高齢者介護士実務者会)

第5条 委員会の指示に基づき、具体的事項を審議する神戸市高齢者介護士実務者会（以下。「実務者会」という。）を設置する。

- 2 実務者会の構成員及び座長は委員会が指定する。
- 3 実務者会の開催は、委員会の指示に基づき、座長が必要に応じて開催する。

(事務局)

第6条 事務局は神戸市介護サービス協会内に設置する。

- 2 認定事業にかかる事務の一部を外部に委託できるものとする。

(定めなき事項の処理)

第7条 この要綱に定めなき事項については、委員会で決定し処理する。

(神戸市との連携)

第8条 神戸市が行う介護職員のキャリアアップに資する事業に対し、「認定事業」の受講者情報の提供を行うことがある。

附則

この要綱は、平成26年3月6日から施行する。

この要綱は、平成27年1月15日一部改正する。

この要綱は、平成30年1月17日一部改正する。

この要綱は、令和7年4月1日一部改正する。

(別紙1)

神戸市の介護職員に求められるレベル

- 1 担当する業務に関し、基準やマニュアルなどに従って正確に遂行でき、ある程度の応用にも対応できる（介護技術と知識）
- 2 一般的な利用者に関するアセスメントができる（気づきや創造性）
- 3 受容と共感の姿勢でもって利用者に対応できる（介護技術、人間性）
- 4 職場における業務推進での原動力となる重要な存在となっている（積極性・協調性）
- 5 先輩としての立場から、下位者の日常的業務について助言や支援ができる（指導性、協調性）
- 6 社会人としてのマナー等を理解・実践し、下位者に的確に指導できる（接遇、社会性）
- 7 支援に関する業務計画や各種委員会等における企画案を作成し、提案ができる（創造力、企画力、指導力）
- 8 介護保険制度や当該職種に関係する法律の概要について、問われたら答えられる（介護知識、社会性）
- 9 新聞報道などに関心を持って利用者との対応や業務関係の話題づくりに努力している（自己研鑽、組織性）
- 10 職業倫理及び権利擁護を正しく理解し、実行できる（倫理、権利擁護）

以 上